

2019年7月16日

日本部活動学会「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁、平成30年12月）を踏まえた都道府県教育委員会の対応（施策）についての調査結果

日本部活動学会会長
長沼 豊

（プレスリリース資料）

【0. 調査結果の概要】

日本部活動学会では47都道府県教育委員会に対して標記の調査用紙を送付、38の自治体（81%）から回答が得られた

- 24の自治体（63%）で「文化部活動の在り方に関する方針」を既に策定済み、残りの自治体も年度内には策定予定
- 運動部活動ガイドラインとは別に文化部活動ガイドラインを策定した自治体がやや多い
- ほとんどの自治体で、中学の休養日および1日の活動時間について、文化庁のガイドラインと同じ設定をしている（無回答を除けば全ての自治体で）
- 10の自治体で、高校の休養日および1日の活動時間について、文化庁のガイドラインと異なる設定をしている（休養日を少なく、活動時間を長く設定）
- 25の自治体（66%）で、文化庁のガイドラインと同様、「顧問」と「指導者」を区別して記述している
- 都道府県の部活動の方針を運用していく上での課題で一番多いのは「方針の内容について保護者の理解が得られるかどうか」22の自治体（58%）

【1. 調査の概要】

（1）調査の目的

平成30年12月に文化庁が発表した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、ガイドライン）を踏まえて都道府県教育委員会がどのような対応（施策）を行ったかについて調査することで、教育行政による部活動改革の進展とその実態について把握する。そのことを通して、部活動の在り方に関する研究に資するものとする。

（2）調査対象 47都道府県教育委員会

（3）調査内容 ガイドラインを踏まえた都道府県教育委員会の対応（施策）

（4）調査結果の公表方法

プレスリリース、本学会ホームページ・研究紀要・会報への掲載、
研究集会・大会における発表

（5）備考

昨年6月には運動部活動のガイドラインについて同種の調査を行い、7月に結果を公表した

【2. 調査方法】

調査用紙を6月13日に教育委員会事務局に送付、担当者に記入してもらった上で返信用封筒に入れ6月28日〆切で送付してもらった

【3. 回答があった自治体】 38自治体から回答（回収率81%）

【4. 本件の問い合わせ先】

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1 学習院大学文学部教育学科 長沼豊研究室内
日本部活動学会事務局（メール jaseca2017@gmail.com 電話 03-5904-9346）

【5. 調査結果】

質問1 都道府県は、文化庁のガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定することが要請されていますが、策定しましたか。いずれかの番号を○で囲んで必要事項を記入してください。

1. 策定済み ⇒ 24 (63%)
2. 未策定 (策定予定あり) ⇒ 14 (37%)
3. 未策定 (策定予定なし) ⇒ 0

策定済みの自治体 ⇒ 北海道、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、島根、広島、徳島、香川、愛媛、大分、沖縄

策定予定ありの自治体

7月 ⇒ 岩手、山形、山梨、山口、熊本、宮崎 (中学は10月)

8月 ⇒ 青森、佐賀、長崎

9月 ⇒ 岡山

11月 ⇒ 福岡

3月 ⇒ 和歌山

時期未定 ⇒ 静岡

予定月日の記入無し ⇒ 茨城

質問2 運動部活動ガイドラインとの関係について、下記の番号のいずれかを○で囲んでください。

1. 運動部活動ガイドラインとは別に文化部活動ガイドラインを策定した (する予定)
2. 運動部活動と文化部活動を統合した部活動ガイドラインを策定した (する予定)

回答1 ⇒ 20 (53%)

回答2 ⇒ 16 (42%)

無回答 ⇒ 1

無効 ⇒ 1

質問3 都道府県は「文化庁活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、文化庁の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記することが要請されていますが、どのように明記しましたか（明記する予定ですか）。

【参考】文化庁「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」より

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(a) 休養日についてはどのように明記しましたか。

- | | |
|----------------------------|------------|
| 1. 文化庁のものと同じものを明記した | ⇒ 24 (63%) |
| 2. 中学校は文化庁のものとは異なるものを明記した | ⇒ 0 |
| 3. 高等学校は文化庁のものとは異なるものを明記した | ⇒ 10 (26%) |
| 4. 中高ともに文化庁のものとは異なるものを明記した | ⇒ 0 |
| 無回答 | ⇒ 4 |

※回答3の高等学校の設定（10自治体）（中学校の設定と異なる点とその理由）

北海道⇒

高校段階においても、基準を基本とするが、一定の要件の下、次のように弾力的運用を可能としている。平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上、学校閉庁日（年間9日）の年間73日以上。

中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われることや、発達段階等に差が出ること、部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいることなどから。

岩手⇒

週1回以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上の休養日の徹底に努める。

私立高校も含む本県の実状を踏まえたため。

秋田⇒

学期中は、週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上の休養日を設ける。

生徒の発達段階を考慮して上記のように定めた。また、すでに策定してある運動部版の手引きに準じている。

茨城⇒

異なる点：高等学校は、週当たり1日以上 of 休養日を設ける。(運動部と同様)

異なる理由：高等学校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや、日本体育協会から休業日を週当たり1～2日設けることが望ましいと示されているため。(運動部と同様)

三重⇒

1週間のうち、1日は休養を設定する。(土曜日又は日曜日の1日とする)

体の発達段階の違いを考慮したことと高等学校の特色が中学校よりも明確であること。

京都⇒

高校の休養日は週当たり1日以上。月当たり2回程度土日に休養を設定することが望ましい。

発育・発達による体力の向上や自己管理能力の向上等、中学校教育の基礎の上に多様な教育活動が行われている点に留意するとともに、地域や学校の実態を踏まえ設定している。

大阪⇒

休業日の設定は以下の通りとする。週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休業日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合であっても、ノークラブデーによる週1日以上 of 休業日と学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間等)を合わせ、年間104日以上設定する。

基準を明確にするため。

島根⇒

「(学期中は)週あたり1日以上 of 休業日を設ける」とした。

高等学校では中学校教育の基礎の上に、生徒の興味・関心、能力・適正、進路等に応じた様々な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮したため。心身の教育・発達の観点から、中学校と比較し、高等学校では、より自主的、自発的な活動をする生徒や、より高度な技術の習得を目指している生徒がいることを考慮したため。

香川⇒

学期中は、原則として週当たり1日以上 of 休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。(年間を通して52日以上 of 休養日を確保する。)

高等学校では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点や、発達の段階を考慮し設定しました。

大分⇒

週当たり2日以上 of 休養日を設ける点については同様だが、「平日1日・週末1日以上」という文言は明記せず、「1日は、週休日を休養日とすることが望ましい」と明記している。

(b) 1日の活動時間についてはどのように明記しましたか。

1. 文化庁のものと同じものを明記した ⇒ 23 (61%)
 2. 中学校は文化庁のものとは異なるものを明記した ⇒ 0
 3. 高等学校は文化庁のものとは異なるものを明記した ⇒ 10 (26%)
 4. 中高ともに文化庁のものとは異なるものを明記した ⇒ 0
- 無回答 ⇒ 5

※回答3の高等学校の設定（10自治体）（中学校の設定と異なる点とその理由）

北海道⇒

(a)と同じ弾力的運用として、長くとも平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の部活動時間は長くとも16時間程度。

(a)と同じ。

岩手⇒

1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。

(a)の理由に同じ。

秋田⇒

1日の活動時間は長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度とする。

(a)の理由と同じ。

茨城⇒

異なる点：高等学校では、平日2時間、休業日4時間以内。(運動部と同様)

異なる理由：高等学校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや、日本体育協会から1週間のスポーツ活動時間について、16時間未満とすることが望ましいと示されているため。(運動部と同様)

三重⇒

平日は3時間以内、週休日および休日（長期休業期間を含む）は4時間以内とする。

体の発達段階の違いを考慮したことと高等学校の特色が中学校よりも明確であること。

京都⇒

高校は平日3時間程度、土日祝日4時間程度。

発育・発達による体力の向上や自己管理能力の向上等、中学校教育の基礎の上に多様な教育活動が行われている点に留意するとともに、地域や学校の実態を踏まえ設定している。

大阪⇒

学校の休業日は4時間程度

高校生の発達段階や体力を鑑み、中学校よりも1時間長い4時間とした。

島根⇒

「(学期中の)1日の活動時間は、平日は長くとも3時間程度、学校の休業日は長くとも4時間程度」とした。

高等学校では中学校教育の基礎の上に、生徒の興味・関心、能力・適正、進路等に応じた様々な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮したため。心身の教育・発達の観点から、中学校と比較し、高等学校では、より自主的、自発的な活動をする生徒や、より高度な技術の習得を目指している生徒がいることを考慮したため。

香川⇒

1日の活動時間は、原則として平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

高等学校では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点や、発達の段階を考慮し設定しました。

大分⇒

平日（文化庁）2時間程度→（県）：3時間程度

休業日（文化庁）3時間程度→（県）：4時間程度

県の運動部活動の方針については既に策定（平成30年8月22日）されており、運動部と文化部で基準等に差異があった場合、学校内での運用時に混乱等が生じる可能性があったため、整合性を確保した。

質問4 文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と比べて、以下の点が記述されています。これらのことを都道府県策定の部活動方針に記述しましたか。当てはまる方の番号を○で囲んでください。

(a) 「生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること」という記述があります

- 1. 都道府県策定の部活動方針に記述した ⇒ 18 (47%)
- 2. 都道府県策定の部活動方針に記述しなかった ⇒ 13 (34%)
 - 無回答 ⇒ 6
 - 無効 ⇒ 1

(b) 「顧問」と「指導者」が区別して記述されています

- 1. 都道府県策定の部活動方針で区別した ⇒ 25 (66%)
- 2. 都道府県策定の部活動方針で区別しなかった ⇒ 7 (18%)
 - 無回答 ⇒ 6

(c) 大会等の見直しとして「ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方」も記述されています

- 1. 都道府県策定の部活動方針に記述した ⇒ 9 (24%)
- 2. 都道府県策定の部活動方針に記述しなかった ⇒ 23 (61%)
 - 無回答 ⇒ 6

質問5 「文化部活動の在り方に関する方針」を運用していく上での課題等について、次のうち当てはまる番号を全て○で囲んでください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------------|------------|
| 5. 方針の内容について保護者の理解が得られるかどうか | ⇒ 22 (58%) |
| 4. 方針の内容について教員の理解が得られるかどうか | ⇒ 19 (50%) |
| 2. 各学校が文化部活動の方針を策定しているかどうか | ⇒ 13 (34%) |
| 1. 市町村教育委員会が文化部活動の方針を策定しているかどうか | ⇒ 11 (29%) |
| 3. 方針の内容が運動部活動と同じでよいかどうか | ⇒ 6 (16%) |
| 6. その他 | ⇒ 12 (32%) |

※「6. その他」の回答12件

北海道⇒方針の実効性の確保

青森⇒対応に係る手引き(Q&A)の作成

秋田⇒国のガイドラインや県の手引きを各校で意識して実践しているか

群馬⇒改正した県方針に基づき市町村教育委員会が方針を改正しているか。

東京⇒私立学校等を所管する部局と連携した周知

神奈川⇒現状、特に問題なく運用されていると考えている。

石川⇒現段階では特にありません。

山梨⇒まだ運用していないので、想定での回答はできません。

京都⇒国は文化庁とスポーツ庁で異なるガイドラインを策定されたが学校現場は、文化部・運動部含め、部活動が運営されており、都道府県、市町、学校ともに異なる点をどのように反映させるかが課題である。

奈良⇒特になし

島根⇒方針の内容について児童・生徒の理解が得られるかどうか

熊本⇒運用はこれからのため、現段階での課題は未定

質問6 (自由記述欄) 部活動の在り方に関する方針について、その他、部活動に関する施策について

⇒回答数10 ※そのうち「特になし」等を除き実質的な回答は3 (以下)

岩手⇒関係団体と十分な協議を行い、合意形成を図りながら実効性のある方針にしていきたいと考えている。

千葉⇒ガイドラインが周知されるよう、行政として働きかけを続けていく。

京都⇒学校の活動方針の策定状況や休養日の設定、活動時間の設定において、公立、私立で大きな差が生じている。

以上